

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和4年8月2日

耐震診断義務付け建築物（要安全確認計画記載建築物）の
耐震診断結果を公表します

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第9条の規定に基づき、埼玉県が所管する区域の耐震診断を義務付ける建築物（要安全確認計画記載建築物）について耐震診断の結果を公表します。

なお、同建築物が存する以下の所管行政庁では、各市から結果の公表を行います。

所管行政庁4市：川越市、春日部市、上尾市、草加市

1 耐震診断の結果の概要

(1) 要安全確認計画記載建築物とは

大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うため、重要な路線として県が定めた緊急輸送道路のうち、「埼玉県耐震改修促進計画（令和3年3月改定）」で指定した別紙の耐震診断の義務付け路線を閉塞する恐れのある建築物のことをいいます。

(2) 耐震診断の結果について

路線名	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性		
	I	II	III
国道17号線	2	0	4

単位（棟）

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価区分は次のとおりです。

- I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い
- II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性がある
- III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が低い

※耐震改修済みの建築物についてはⅢに分類します。

※震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。

※いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度 5 強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。

2 公表の方法

- (1) 埼玉県ホームページでの公表

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/youanzenkouhyou.html>

- (2) 建築安全課の窓口での閲覧

3 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県都市整備部建築安全課 震災対策・構造指導担当

Tel 048-830-5527 (直通)

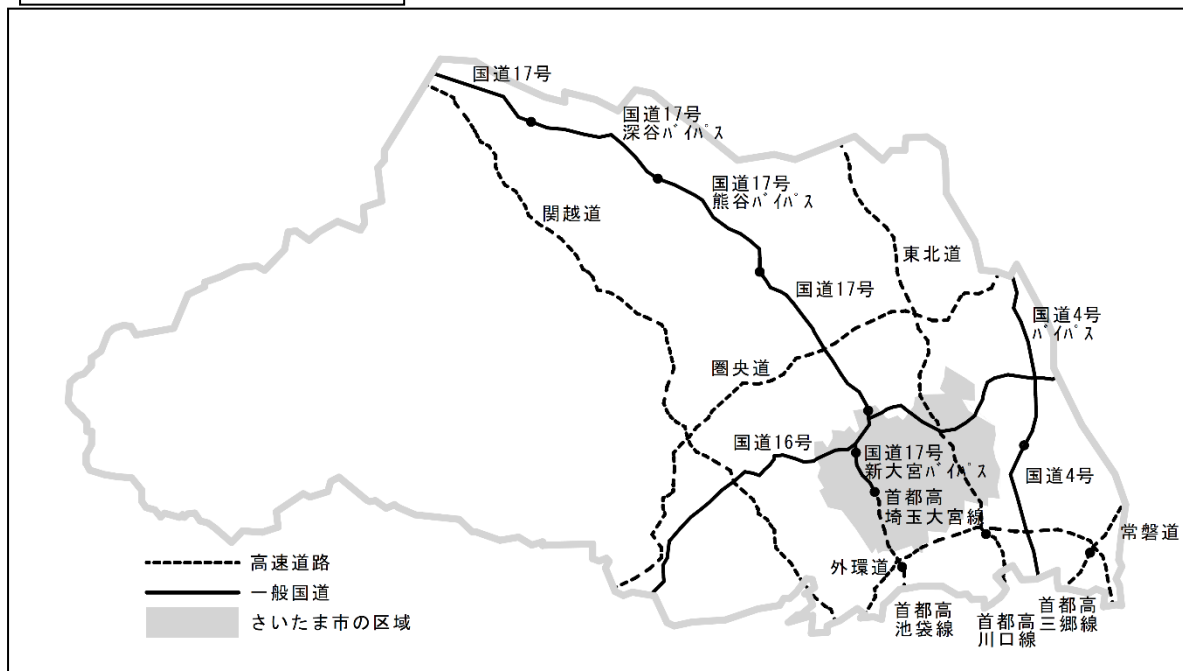
Fax 048-830-4887

E-mail a5510-01@pref.saitama.lg.jp

1 耐震診断の義務付け路線

九都県市が広域的な観点から連携して緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進させていくため設置された「九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震に向けた連携協議会」で、緊急輸送道路の広域ネットワークを形成するため沿道建築物の耐震化に連携して取り組む路線（以下、「連携路線」という。）を選定した。この連携路線のうち、さいたま市を除く県内区間を「耐震診断の義務付け路線」として指定した。

九都県市による連携路線



耐震診断の義務付け路線

路線名（高速道路）		区間
高速道路	東北自動車道	川口JCT～羽生市下村君（さいたま市の区間を除く）
	関越自動車道	新座市片山～上里町五明
	常磐自動車道	三郷JCT・IC～吉川市三輪野江
	東京外かく環状道路（外環道）	和光市南～三郷南IC（さいたま市の区間を除く）
	首都高速6号三郷線	八潮市浮塚～三郷JCT・IC
	首都高速川口線	川口市東領家～川口JCT
	首都高速5号池袋線	和光市下新倉～美女木JCT
	首都高速埼玉大宮線	美女木JCT～与野IC（さいたま市の区間を除く）
	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）	入間市木蓮寺～幸手市木立
一般国道	国道4号	草加市谷塚町～越谷市下間久里
	国道4号バイパス	越谷市下間久里～幸手市上宇和田
	国道16号	入間市二本木～春日部市西金野井 （さいたま市の区間を除く）
	国道17号	さいたま市北区吉野町～鴻巣市箕田 （さいたま市の区間を除く）
	国道17号熊谷バイパス	深谷市西田～上里町勅使河原
	国道17号深谷バイパス	鴻巣市箕田～熊谷市代 熊谷市代～深谷市西田

2. 閉塞する恐れのある建築物

